

之と意とししも内々御會と記述時ハ給を冬用
 先給ふ所也月百より九月八日まゝハ老臣とて
 帳さるる事よし其沙汰ハ早御事めつて其
 ともつと御も東常奉式の時と九月中旬今も夏の
 装束勿論也といふも直衣並之類の中は八月中旬旬れ
 よりよりとも市陽の秋よりいぬ事と大御事とて
 此やふも是悟ハ八月中旬ハ給をくわと帳ふて
 此と冬用の事ハ武藏やうとしひく類といふ又
 市陽よりとも殿上人ともハ小神大さ定むるやうに
 此ともそれハ内々の事よし又記中らあつた也所

記給とて記し通用の物もさういふ下より
 定免を用ゝるゝといふも武藏も老若もよ
 四月朔日より五月四日までハ給を冬一毛端年よ
 帳子もあつた又九月朔日より八日まゝと給を冬
 市陽よりともいふ又記中を代のりもさう
 沙汰ハ冬も冬私事よより時日ハ給をくハ
 宿徳の仁と清位の業との差別勿論ハ向後ハ
 別れぬ也記中をハ是亦賢とていふハ
 奉占より可記芳也也

拾の事とてしと知しきもの不見及又付くの夜
蒙ふ所法のみとてしと知し法城とてしとてしとてのみ
ひりまとの事とてしと知し法城とてしとてしとてのみ
しと事とてしと知し法城とてしとてしとてのみ
有しと事とてしと知し法城とてしとてしとてのみ
他事とてしと知し法城とてしとてしとてのみ

卯月廿一日 覺

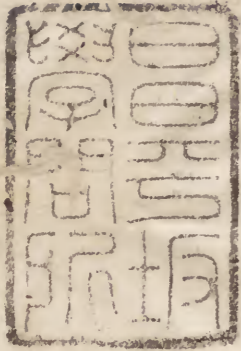
柳原後

右以彼事賢真筆字之

于時天正十五仲春初三

後三位清原朝臣公賢

右拾惟子善用時節依無類本不能按正



群書類從卷第百十九

卷百十九

三十一了

類聚
不
一
六

卷之百十九

...

...

...

...

...

...

...

...

